平成２３年（フ）第１３５号
静岡県富士市松岡1239番地の８　エタージュ108号、前住所神奈川県横浜市金沢区金沢町184番地135
債務者　中谷　将彦
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時45分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５９８号
岡山市北区柳町１丁目７番９―201号
債務者　小林　里美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０４号
岡山市中区中井457番地２
債務者　川﨑　直人
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８２０号
横浜市中区豆口台158番地１　グレイス山手弐番館102号室
債務者　中久保夏子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７８号
釧路市鳥取北４丁目14番11号
債務者　宮本　正則
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２７９号
釧路市鳥取北４丁目14番11号
債務者　宮本　正亮
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２９１号
北海道白糠郡白糠町東２条南３丁目１番地４
債務者　石井　歳一
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２９号
東京都西東京市保谷町６丁目21番16号下田ハイツ102号
債務者　後藤　紀子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３４号
東京都国分寺市泉町３丁目１番２号ライオンズガーデン西国分寺102
債務者　有坂　英子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3812番地６
債務者　藤田　和夫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１９４号
静岡県富士市今泉2010番地の４
債務者　石井　庸子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４２７号
静岡県袋井市月見町15番地の７
債務者　保科　敏夫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６２０号
横浜市港南区芹が谷４丁目８番５号　笠原ハイム104
債務者　大賀　孝信
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０６号
愛知県岡崎市美合町字力石64番地３　ノーブルハイド緑丘３
債務者　菊池　　博
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月26日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７０２５号
大阪府高槻市奈佐原２丁目１番２号
債務者　上村　啓右
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部